

2021年10月1日

各位

京都信用金庫

京信 I C キャッシュカード規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では「京信 I C キャッシュカード規定」および「生体認証規定」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2021年10月27日（水）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます。）

- ・ [京信 I C キャッシュカード規定](#)
- ・ [生体認証規定](#)

3. 改定内容（改定部分を下線表示）

①京信 I C キャッシュカード規定

改定前	改定後
<p>第1条（カードの利用） 京信 I C キャッシュカードとは、<u>当金庫が個人のお客様</u>に対し、当金庫所定の預金口座についてのみ発行する「生体認証規定」に定める生体認証機能を搭載した I C キャッシュカード（以下「I C カード」といいます。）で、「京信キャッシュカード規定」に定めるサービスの利用の他、生体認証規定に定めるサービス（以下「生体認証サービス」といいます。）をご利用できるもので、次の場合に利用することができます。</p> <p>なお、生体認証情報が未登録の I C カードの利用については、第6条第1項・第2項、第9～13条、第15条を除き、「京信キャッシュカード規定」に定めるサービスの利用となります。</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当金庫所定の預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合</p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支</p>	<p>第1条（カードの利用） 京信 I C キャッシュカードとは、当金庫所定の預金口座についてのみ発行する「生体認証規定」に定める生体認証機能を搭載した I C キャッシュカード（以下「I C カード」といいます。）で、「京信キャッシュカード規定」に定めるサービスの利用の他、生体認証規定に定めるサービス（以下「生体認証サービス」といいます。）をご利用できるもので、次の場合に利用することができます。<u>ただし、生体認証サービスは個人のお客様に限りご利用いただけます。</u></p> <p>なお、<u>個人以外のお客様や、生体認証情報が未登録の I C カード</u>の利用については、第6条第1項・第2項、第9～13条、第15条を除き、「京信キャッシュカード規定」に定めるサービスの利用となります。</p> <p>①当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当金庫所定の預金（以下これらを「預金」</p>

改定前	改定後
<p>払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合</p> <p>③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合</p>	<p>といます。)に預入れをする場合。<u>ただし、法人のお客様の預入れは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機でのご利用に限りします。</u></p> <p>②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。<u>ただし、法人のお客様の払戻しは、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の支払機でのご利用に限りします。</u></p> <p>③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。<u>ただし、法人のお客様の振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合は、当金庫および提携信用金庫の振込機でのご利用に限りします。</u></p> <p>④当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。<u>ただし、法人のお客様の残高照会等は、当金庫、提携信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行の預金機または支払機でのご利用に限りします。</u></p>
<p>第6条(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>1. 代理人(1名に限りします。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届けてください。この場合、当金庫は代理人のためのICカードを発行します。ただし、代理人は本人と生計をともにする成人親族に限りします。</p>	<p>第6条(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>1. 代理人(1名に限りします。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人(法人のお客様は代表者。以下第2項において同じ。)から代理人の氏名、暗証番号を届けてください。この場合、当金庫は代理人のためのICカードを発行します。ただし、<u>個人のお客様の場合</u>、代理人は本人と生計をともにする成人親族に限りします。</p>
<p>第7条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>3. 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、ICカードを提出し、当金庫所定の入金票にICカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にICカードの口座番号、氏名、金額その他の必要事項を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。</p>	<p>第7条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>3. 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、ICカードを提出し、当金庫所定の入金票にICカードの口座番号、氏名(法人名・代表者名)、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にICカードの口座番号、氏名(法人名・代表者名)、金額その他の必要事項を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。</p>

改定前	改定後
<p>第10条（偽造ICカード等による払戻し等） （略）</p> <p>新たに項番を設け、第2項を挿入</p>	<p>第10条（偽造ICカード等による払戻し等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>当金庫が個人以外のお客様に発行したICカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱ったう</u> <u>えは、当金庫および支払提携先は責任を負い</u> <u>ません。ただし、この払戻しがICカードお</u> <u>よび暗証番号の管理について預金者の責に帰</u> <u>すべき事由がなかったことを当金庫が確認で</u> <u>きた場合の当金庫の責任については、この限</u> <u>りではありません。</u></p>
<p>第11条（盗難ICカードによる払戻し等） （略）</p> <p>新たに項番を設け、第2項を挿入</p>	<p>第11条（盗難ICカードによる払戻し等）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>当金庫が個人以外のお客様に発行したICカ</u> <u>ードが盗難されたことにより不正使用され生</u> <u>じた払戻しにかかる損害については、第9条</u> <u>に定める規定に基づき入力された暗証番号と</u> <u>届出の暗証番号との一致を確認して取扱った</u> <u>うえは、当金庫および支払提携先は責任を負</u> <u>いません。</u></p>

②生体認証規定

改定前	改定後
<p>第1条（生体認証とは）</p> <p>1. 生体認証とは、当金庫との間の取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、京信ICキャッシュカード規定に定めるICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）のうち、生体認証機能を搭載したICカード（以下「生体認証機能付ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手指静脈パターンを記録（記録した手指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の指静脈パターンと照合すること（以下「指静脈認証」といいます。）により認証を行うものをいいます。なお、指静脈情報は、IC内のみに保管し当金庫は情報を保有しません。</p>	<p>第1条（生体認証とは）</p> <p>1. 生体認証とは、<u>個人のお客様に対し</u>当金庫との間の取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、京信ICキャッシュカード規定に定めるICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）のうち、生体認証機能を搭載したICカード（以下「生体認証機能付ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手指静脈パターンを記録（記録した手指静脈パターンを「指静脈情報」といいます。）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の指静脈パターンと照合すること（以下「指静脈認証」といいます。）により認証を行うものをいいます。なお、指静脈情報は、IC内のみに保管し当金庫は情報を保有しません。</p>
<p>第4条（生体認証の対象預金口座）</p> <p>1. 生体認証機能付ICカードは、個人のお取引の普通預金口座（普通預金口座「無利息型」を含む）、総合口座（普通預金「無利息型」を含む）（以下「生体認証対象口座」といいます。）についてのみ利用できます。</p>	<p>第4条（生体認証の対象預金口座）</p> <p>1. 生体認証機能付ICカードは、個人のお取引の普通預金口座（普通預金口座「無利息型」を含む）、総合口座（普通預金「無利息型」を含む）（以下「生体認証対象口座」といいます。）<u>についてのみ利用できるもので、個人以外のお客様はご利用いただけません。</u></p>